

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について

[滋賀県後期高齢者医療広域連合]

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日）

	正規職員	会計年度任用職員
女性職員の割合	— ※	85.7%

※広域連合の職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、県、市及び一部事務組合から派遣された職員で構成されているため採用はなし

(2) 職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日）

	正規職員	
	管理職・GL	全体
女性職員の割合	37.5%	41.2%

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日）

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	25.0%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	66.7%

※派遣元自治体における職位に読み替えるものとする。

※「本庁課長相当職」欄は、4名中、女性1名

※「本庁係長相当職」欄は、3名中、女性2名

(4) セクシャルハラスメント等対策の整備状況（令和7年度）

- ・平成21年6月 セクシャルハラスメント相談窓口設置要綱の制定
 - ・〃 セクシャルハラスメント相談・対応要領の策定
- 職場内相談窓口：男1名、女1名を相談員として指名
外部相談窓口：外部の臨床心理士に業務委託

(5) 離職率の男女の差異（令和7年度）

① 正規職員

男性 0% 女性 0%

- ② 会計年度任用職員
 男性 0% 女性 14.3%

(6) 職員の平均時間外勤務時間（年間）及び時間外勤務時間の上限を超えた職員数
 （令和7年度）

① 正規職員 (単位：時間)

	男 性	女 性
平均時間外勤務	57.23	214.57

※時間外勤務時間の上限を超えた職員 2人

② 会計年度任用職員 (単位：時間)

	男 性	女 性
平均時間外勤務	0.00	3.04

※時間外勤務時間の上限を超えた職員 0人

◎正規職員、会計年度任用職員ともに、令和2年度の実績から5%以上削減する目標を達成することができた。

(7) 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.82 時間/月
内部部局等以外	-

※管理職を除く正規職員は13名

※（算定）時間外年合計 1,688.01 時間/13名/12月=10.82 時間/月

(8) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

① 正規職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	- %

※取得者なし

② 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	- %

※取得者なし

男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	正規職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	- %	- %	- %	- %
1週間以上2週間未満	- %	- %	- %	- %
2週間以上1月以下	- %	- %	- %	- %
1月超3月以下	- %	- %	- %	- %
3月超6月以下	- %	- %	- %	- %
6月超9月以下	- %	- %	- %	- %
9月超12月以下	- %	- %	- %	- %
12月超24月以下	- %	- %	- %	- %
24月超	- %	- %	-	-

※取得者なし

(9) 年次有給休暇の取得状況 (令和7年度)

	正規職員	会計年度任用職員
平均取得日数	12.9日	11.8日

※会計年度任用職員平均取得率 45.3%

◎正規職員、会計年度任用職員ともに、目標を達成することができなかった。
引き続き、年次有給休暇を取得しやすい職場づくりに努める。

※目標

(正規職員)

- ・年次有給休暇を14日以上(1人当たり年間平均)取得

(会計年度任用職員)

- ・付与された年次有給休暇の70%以上を取得

(10) 令和8年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滋賀県後期高齢者医療広域連合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	－
任期の定めのない常勤職員以外の職員	－
全職員	－

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	－
本庁課長補佐相当職	－
本庁係長相当職	－

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	－
31～35年	－
26～30年	－
21～25年	－
16～20年	－
11～15年	－
6～10年	－
1～5年	－

【説明欄】

上記区分については、次の理由により該当者が存在しないため「－」で標記している。

1. 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第48条に基づき、市町が加入する組織であり、各派遣元により給与決定されており、公表の対象外とする。
2. 会計年度任用職員（任期の定めのない常勤職員以外の職員）は、特定の職員（男性1名）の給与が推測し得るため、公表の対象外とする。